

騒音について

○指定地域とは

騒音規制法に基づき、住民の生活環境を保全するために騒音を防止する必要があると認める地域として、市長が指定した地域。

○用途地域とは

都市計画法に基づき、都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途・容積率・建ぺい率・高さなどの規制を地域別に定めたもの。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の12種類がある。

○暫定用途地域とは

土地区画整理事業等が完成するまでの間、暫定的に用途制限をかける地域で、完成後に用途地域の変更を行う。

○伝統環境保存区域とは

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく、景観計画区域内において、伝統環境を保存育成する区域のことであり、金沢らしさを残す古い街並や歴史的文化的文化象徴区域等の区域のことである。その中で特に静穏が必要とされる金沢城周辺地区、広坂地区、兼六園周辺地区、石引4丁目地区、寺町寺院群旧野田道周辺地地区、寺町寺院群旧鶴来道周辺地地区、犀川大橋～上菊橋地区（左岸のみ）、卯辰山地区、卯辰山山麓寺院群地区、東山1丁目地区の一部、浅野川～鈴見橋地区（河川敷を除く）を、騒音・振動の規制区域の区分の中で、都市計画法の用途区分にかかわらず第1種区域を当てはめている。

○用途地域と騒音に係る規制区域の区分との関係

用途地域	騒音規制法			規制基準値
	特定事業場	特定建設作業	自動車騒音	
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 伝統環境保存区域の一部	第1種区域	第1号区域	a区域	
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第2種区域		b区域	
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第3種区域		c区域	
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	第4種区域			
工業地域		第2号区域		弱

○特定事業場とは

機械プレスや空気圧縮機など、政令で定める著しい騒音を発生する施設を設置する工場・事業場は特定事業場として騒音規制法に基づく規制対象となる。

○特定建設作業とは

くい打機やさく岩機など、建設工事として行われる作業のうち、政令で定める著しい騒音を発生する作業が騒音規制法に基づく規制対象となる。

○自動車騒音の要請限度とは

指定地域内において、市長が自動車騒音を測定した際に、環境省令で定める限度を超えており、なおかつ、自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市長は、県公安委員会及び道路管理者に対し、騒音対策措置を要請する。このときの一定の騒音を要請限度といい、この要請限度は規制区域及び接する道路の大きさにより区分されている。

○騒音規制法に係る規制区域の区分とその基準

①特定事業場

〔騒音〕 単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	朝 午前6時～ 午前8時	夕 午後7時～ 午後10時	夜間 午後10時～翌日 の午前6時
第1種区域	50	45		40
第2種区域	55	50		45
第3種区域	65	60		50
第4種区域	70	65		60

(備考) 第2・第3・第4種区域で、次の施設の敷地の周囲50mの区域内における規制基準値は、上表に定める値から5デシベルを減じた値とする。{学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム}

②特定建設作業

〔騒音〕 単位：デシベル

騒音の大きさ	敷地境界線において85デシベル以下	
作業禁止時間	第1号区域	午後7時～翌日の午前7時まで
	第2号区域	午後10時～翌日の午前6時まで
作業時間の長さ	第1号区域	1日10時間以内
	第2号区域	1日14時間以内
作業期間	連続して6日間以内	
作業禁止日	日曜日、その他の休日	

③自動車騒音の要請限度

〔自動車騒音〕 単位：デシベル

時間の区分 区域の区分 (道路の区分)	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～ 翌日の午前6時	幹線道路に近接する区域に係る特例 昼間 75 夜間 70 近接する区域とは 2車線以下の車線を有する道路の場合は敷地の境界線から15メートル 2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲を言う。 幹線道路とは 高速自動車国道、一般国道、県道、市道 (4車線以上の区間に限る)、自動車専用道路をさす。	
a 区域	1車線を有する道路に面する地域	65		55
	2車線以上を有する道路に面する地域	70		65
b 区域	1車線を有する道路に面する地域	65		55
	2車線以上を有する道路に面する地域	75		70
c 区域	車線を有する道路に面する地域	75	70	

振動について

○指定地域とは

振動規制法に基づき、住民の生活環境を保全するために振動を防止する必要があると認める地域として、市長が指定した地域。

○用途地域とは

都市計画法に基づき、都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途・容積率・建ぺい率・高さなどの規制を地域別に定めたもの。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の12種類がある。

○暫定用途地域とは

土地区画整理事業等が完成するまでの間、暫定的に用途制限をかける地域で、完成後に用途地域の変更を行う。

○伝統環境保存区域とは

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく、景観計画区域内において、伝統環境を保存育成する区域のことであり、金沢らしさを残す古い街並や歴史的文化的文化象徴区域等の区域のことである。その中で特に静穏が必要とされる金沢城周辺地区、広坂地区、兼六園周辺地区、石引4丁目地区、寺町寺院群旧野田道周辺地地区、寺町寺院群旧鶴来道周辺地地区、犀川大橋～上菊橋地区（左岸のみ）、卯辰山地区、卯辰山山麓寺院群地区、東山1丁目地区の一部、浅野川～鈴見橋地区（河川敷を除く）を、騒音・振動の規制区域の区分の中で、都市計画法の用途区分にかかわらず第1種区域を当てはめている。

○用途地域と振動に係る規制区域の区分との関係

用途地域	振動規制法			規制基準値
	特定事業場	特定建設作業	道路交通振動	
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 伝統環境保存区域の一部	第1種区域	第1号区域	第1種区域	強 ⇕ 弱
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域			第2種区域	
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第2種区域	第2種区域		
近隣商業地域、商業地域、準工業地域			第2種区域	
工業地域	第2種区域	第2種区域		

○特定事業場とは

機械プレスや圧縮機など、政令で定める著しい振動を発生する施設を設置する工場・事業所は特定事業場として振動規制法に基づく規制対象となる。

○特定建設作業とは

くい打機やブレイカーなど、建設工事として行われる作業のうち、政令で定める著しい振動を発生する作業が振動規制法に基づく規制対象となる。

○道路交通振動の要請限度とは

指定地域内において、市長が道路交通振動を測定した際に環境省令で定める限度を超えており、なおかつ、道路交通振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市長は、県公安委員会及び道路管理者に対し、道路交通振動の防止のための措置を要請する。このときの定めた限度を振動の要請限度といい、この要請限度は規制区域により区分されている。

○規制区域の区分とその基準

①特定事業場

〔振動〕

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌日の午前8時
	第1種区域	60
第2種区域	65	60

備考) 次の施設の敷地の周囲50mの区域内における規制基準値は、上表に定める値から5デシベルを減じた値とする。{学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム}

②特定建設作業

〔振動〕

振動の大きさ	敷地境界線において75デシベル以下	
作業禁止時間	第1号区域	午後7時～翌日の午前7時まで
	第2号区域	午後10時～翌日の午前6時まで
作業時間の長さ	第1号区域	1日10時間以内
	第2号区域	1日14時間以内
作業期間	連続して6日間以内	
作業禁止日	日曜日、その他の休日	

③道路交通振動の要請限度

〔道路交通振動〕

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌日の午前8時
	第1種区域	65
第2種区域	70	65

悪臭について

○規制地域とは

悪臭防止法に基づき、住民の生活環境を保全するために悪臭を防止する必要があると認める地域として、市長が指定した地域。

○用途地域とは

都市計画法に基づき、都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途・容積率・建ぺい率・高さなどの規制を地域別に定めたもの。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の12種類がある。

○用途地域と悪臭に係る規制地域の区分との関係

用途地域	悪臭防止法	規制基準値
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	A 地域	強 ↑ ↓ 弱
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		
近隣商業地域、商業地域、準工業地域		
工業地域	B 地域	
市街化調整区域の平地部		

○悪臭に係る規制区分

工場・事業場の敷地境界線における規制基準

悪臭物質名	地域の区分	A 地 域	B 地 域
1 ア ン モ ニ ア		大気中の濃度が 1 ppm以下	大気中の濃度が 2 ppm以下
2 メチルメルカプタン		〃 0.002 〃	〃 0.004 〃
3 硫 化 水 素		〃 0.02 〃	〃 0.06 〃
4 硫 化 メ チ ル		〃 0.01 〃	〃 0.05 〃
5 二 硫 化 メ チ ル		〃 0.009 〃	〃 0.03 〃
6 トリメチルアミン		〃 0.005 〃	〃 0.02 〃
7 アセトアルデヒド		〃 0.05 〃	〃 0.1 〃
8 プロピオンアルデヒド		〃 0.05 〃	〃 0.1 〃
9 ノルマルブチルアルデヒド		〃 0.009 〃	〃 0.03 〃
10 イソブチルアルデヒド		〃 0.02 〃	〃 0.07 〃
11 ノルマルバレルアルデヒド		〃 0.009 〃	〃 0.02 〃
12 イソバレルアルデヒド		〃 0.003 〃	〃 0.006 〃
13 イ ソ ブ タ ノ ール		〃 0.9 〃	〃 4 〃
14 酢 酸 エ チ ル		〃 3 〃	〃 7 〃
15 メチルイソブチルケトン		〃 1 〃	〃 3 〃
16 ト ル エ ン		〃 10 〃	〃 30 〃
17 ス チ レ ン		〃 0.4 〃	〃 0.8 〃
18 キ シ レ ン		〃 1 〃	〃 2 〃
19 プ ロ ピ オ ン 酸		〃 0.03 〃	〃 0.07 〃
20 ノ ル マ ル 酪 酸		〃 0.001 〃	〃 0.002 〃
21 ノ ル マ ル 吉草酸		〃 0.0009 〃	〃 0.002 〃
22 イ ソ 吉 草 酸		〃 0.001 〃	〃 0.004 〃
備 考		臭気強度「2.5」に対応する濃度	臭気強度「3.0」に対応する濃度

(参考) 臭気強度とにおいの程度

臭気強度	においの程度
0	無臭
1	やっと感知できるにおい (検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい (認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

騒音に係る指定地域及び規制区域の区分の変更

表一 1 特定事業場の規制区域の区分の変更地区

地区名	区域の区分 (用途地域)		面積 (ha)	備考
	現 行	変 更 案		
太陽が丘地区	第1種区域 (一種低層)	第2種区域 (一種中高層)	8.1	緩和
大樋・春日町地区	第3種区域 (近隣商業)	第2種区域 (一種住居)	7.8	強化
材木町地区	第3種区域 (近隣商業)	第2種区域 (一種住居)	7.3	強化
小立野地区	第3種区域 (近隣商業)	第2種区域 (一種住居)	4.2	強化
幸町・菊川地区	第3種区域 (近隣商業)	第2種区域 (一種住居)	2.8	強化
野町・弥生地区	第3種区域 (近隣商業)	第2種区域 (一種住居)	2.4	強化
	伝統環境保存区域	伝統環境保存区域	—	—
元菊町地区	第3種区域 (準工業)	第2種区域 (一種住居、二種住居)	8.7	強化
本江南地区	第3種区域 (準工業)	第2種区域 (一種住居、二種住居)	5.6	強化
米泉町地区	第3種区域 (準工業)	第2種区域 (一種住居、二種住居)	5.2	強化
南森本地区	指定なし	第3種区域 (準工業)	2.1	追加
高柳地区	指定なし	第3種区域 (準工業)	1.7	追加
若松地区	指定なし	第1種区域 (一種低層)	0.2	追加
野田地区	指定なし	第2種区域 (準住居)	1.2	追加
山科地区	指定なし	第2種区域 (準住居、一種中高)	0.9	追加
かたつ地区	指定なし (工業専用)	第4種区域 (工業)	6.5	追加
無量寺地区	指定なし (工業専用)	第3種区域 (準工業)	22.1	追加
16地区			86.8	
規制区域の区分の変更地区			9地区	面積 52.1ha
新たに規制する地区			7地区	面積 34.7ha
内訳 規制を強化する地区				78.7ha
規制を緩和する地区				8.1ha

表一 2 特定建設作業の規制区域の区分の変更地区

地区名	区域の区分 (用途地域)		面積 (ha)	備考
	現 行	変 更 案		
南森本地区	指定なし	第1号区域 (準工業)	2.1	追加
高柳地区	指定なし	第1号区域 (準工業)	1.7	追加
若松地区	指定なし	第1号区域 (一種低層)	0.2	追加
野田地区	指定なし	第1号区域 (準住居)	1.2	追加
山科地区	指定なし	第1号区域 (準住居、一種中高)	0.9	追加
かたつ地区	指定なし (工業専用)	第2号区域 (工業)	6.5	追加
無量寺地区	指定なし (工業専用)	第1号区域 (準工業)	22.1	追加
7地区			34.7	
新たに規制する地区			7地区	面積 34.7ha
内訳 規制を強化する地区				34.7ha

表一 3 自動車騒音の規制区域の区分の変更地区

地区名	区域の区分 (用途地域)		面積 (ha)	備考
	現 行	変 更 案		
栗崎地区	b 区域 (一種住居)	a 区域 (二種中高層)	40.6	強化
三口・諸江下町地区	b 区域 (一種住居)	a 区域 (二種中高層)	40.1	強化
南新保地区	b 区域 (一種住居)	a 区域 (二種中高層)	34.3	強化
寺中地区	b 区域 (一種住居)	a 区域 (二種中高層)	10.0	強化
畝田中・西地区	b 区域 (一種住居)	a 区域 (二種中高層)	31.4	強化
矢木地区	b 区域 (一種住居)	a 区域 (二種中高層)	23.6	強化
新保本・八日市地区	b 区域 (一種住居)	a 区域 (二種中高層)	44.5	強化
横川1丁目地区	b 区域 (一種住居)	a 区域 (二種中高層)	1.1	強化
小立野3丁目地区	b 区域 (一種住居)	a 区域 (二種中高層)	4.7	強化
菊川・笠舞・城南地区	b 区域 (一種住居)	a 区域 (一種中高層)	27.4	強化
大樋・春日町地区	c 区域 (近隣商業)	b 区域 (一種住居)	7.8	強化
材木町地区	c 区域 (近隣商業)	b 区域 (一種住居)	7.3	強化
小立野地区	c 区域 (近隣商業)	b 区域 (一種住居)	4.2	強化
幸町・菊川地区	c 区域 (近隣商業)	b 区域 (一種住居)	2.8	強化
野町・弥生地区	c 区域 (近隣商業)	b 区域 (一種住居)	5.5	強化
元菊町地区	c 区域 (準工業)	b 区域 (一種住居、二種住居)	8.7	強化
本江南地区	c 区域 (準工業)	b 区域 (一種住居、二種住居)	5.6	強化
米泉町地区	c 区域 (準工業)	b 区域 (一種住居、二種住居)	5.2	強化
南森本地区	指定なし	c 区域 (準工業)	2.1	追加
高柳地区	指定なし	c 区域 (準工業)	1.7	追加
若松地区	指定なし	a 区域 (一種低層)	0.2	追加
野田地区	指定なし	b 区域 (準住居)	1.2	追加
山科地区	指定なし	a 区域 (一種中高)	0.1	追加
		b 区域 (準住居)	0.8	追加
かたつ地区	指定なし (工業専用)	c 区域 (工業)	6.5	追加
無量寺地区	指定なし (工業専用)	c 区域 (準工業)	22.1	追加
25地区			339.5	
規制区域の区分の変更地区			18地区	面積 304.8ha
新たに規制する地区			7地区	面積 34.7ha
内訳 規制を強化する地区				339.5ha

振動に係る指定地域及び規制区域の区分の変更

表一 4 特定事業場の規制区域の区分の変更地区

地区名	区域の区分 (用途地域)		面積 (ha)	備考
	現 行	変 更 案		
大樋・春日町地区	第2種区域 (近隣商業)	第1種区域 (一種住居)	7.8	強化
材木町地区	第2種区域 (近隣商業)	第1種区域 (一種住居)	7.3	強化
小立野地区	第2種区域 (近隣商業)	第1種区域 (一種住居)	4.2	強化
幸町・菊川地区	第2種区域 (近隣商業)	第1種区域 (一種住居)	2.8	強化
野町・弥生地区	第2種区域 (近隣商業)	第1種区域 (一種住居)	2.4	強化
	伝統環境保存区域	伝統環境保存区域		
元菊町地区	第2種区域 (準工業)	第1種区域 (一種住居、二種住居)	8.7	強化
本江南地区	第2種区域 (準工業)	第1種区域 (一種住居、二種住居)	5.6	強化
米泉町地区	第2種区域 (準工業)	第1種区域 (一種住居、二種住居)	5.2	強化
南森本地区	指定なし	第2種区域 (準工業)	2.1	追加
高柳地区	指定なし	第2種区域 (準工業)	1.7	追加
若松地区	指定なし	第1種区域 (一種低層)	0.2	追加
野田地区	指定なし	第1種区域 (準住居)	1.2	追加
山科地区	指定なし	第1種区域 (準住居、一種中高)	0.9	追加
かたつ地区	指定なし (工業専用)	第2種区域 (工業)	6.5	追加
無量寺地区	指定なし (工業専用)	第2種区域 (準工業)	22.1	追加
15地区			78.7	
規制区域の区分の変更地区			8地区	面積 44.0ha
新たに規制する地区			7地区	面積 34.7ha
内訳 規制を強化する地区				78.7ha

表一5 特定建設作業の規制区域の区分の変更地区

地区名	区域の区分 (用途地域)		面積 (ha)	備考
	現 行	変 更 案		
南森本地区	指定なし	第1号区域 (準工業)	2.1	追加
高柳地区	指定なし	第1号区域 (準工業)	1.7	追加
若松地区	指定なし	第1号区域 (一種低層)	0.2	追加
野田地区	指定なし	第1号区域 (準住居)	1.2	追加
山科地区	指定なし	第1号区域 (準住居、一種中高)	0.9	追加
かたつ地区	指定なし (工業専用)	第2号区域 (工業)	6.5	追加
無量寺地区	指定なし (工業専用)	第1号区域 (準工業)	22.1	追加
7地区			34.7	
新たに規制する地区			7地区	面積 34.7ha
内訳 規制を強化する地区				34.7ha

表一6 道路交通振動の規制区域の区分の変更地区

地区名	区域の区分 (用途地域)		面積 (ha)	備考
	現 行	変 更 案		
大樋・春日町地区	第2種区域 (近隣商業)	第1種区域 (一種住居)	7.8	強化
材木町地区	第2種区域 (近隣商業)	第1種区域 (一種住居)	7.3	強化
小立野地区	第2種区域 (近隣商業)	第1種区域 (一種住居)	4.2	強化
幸町・菊川地区	第2種区域 (近隣商業)	第1種区域 (一種住居)	2.8	強化
野町・弥生地区	第2種区域 (近隣商業)	第1種区域 (一種住居)	5.5	強化
元菊町地区	第2種区域 (準工業)	第1種区域 (一種住居、二種住居)	8.7	強化
本江南地区	第2種区域 (準工業)	第1種区域 (一種住居、二種住居)	5.6	強化
米泉町地区	第2種区域 (準工業)	第1種区域 (一種住居、二種住居)	5.2	強化
南森本地区	指定なし	第2種区域 (準工業)	2.1	追加
高柳地区	指定なし	第2種区域 (準工業)	1.7	追加
若松地区	指定なし	第1種区域 (一種低層)	0.2	追加
野田地区	指定なし	第1種区域 (準住居)	1.2	追加
山科地区	指定なし	第1種区域 (準住居、一種中高)	0.9	追加
かたつ地区	指定なし (工業専用)	第2種区域 (工業)	6.5	追加
無量寺地区	指定なし (工業専用)	第2種区域 (準工業)	22.1	追加
15地区			81.8	
規制区域の区分の変更地区			8地区	面積 47.1ha
新たに規制する地区			7地区	面積 34.7ha
内訳 規制を強化する地区				81.8ha

悪臭に係る指定地域及び規制地域の区分の変更

表一 7 規制地域の区分の変更地区

地区名	地域の区分 (用途地域)		面積 (ha)	備考
	現 行	変 更 案		
二ツ寺地区	B地域 (市街化調整区域)	指定なし (工業専用)	4. 6	解除
南森本地区	B地域 (市街化調整区域)	A地域 (準工業)	2. 1	強化
高柳地区	B地域 (市街化調整区域)	A地域 (準工業)	1. 7	強化
若松地区	指定なし	A地域 (一種低層)	0. 2	追加
野田地区	指定なし	A地域 (準住居)	1. 2	追加
山科地区	指定なし	A地域 (準住居、一種中高)	0. 9	追加
かたつ地区	指定なし (工業専用)	B地域 (工業)	6. 5	追加
無量寺地区	指定なし (工業専用)	A地域 (準工業)	22. 1	追加
8地区			39. 3	
規制地域の区分の変更地区			3地区	面積 8. 4 h a
新たに規制する地区			5地区	面積 30. 9 h a
内訳 規制を強化する地区				34. 7 h a
規制を解除する地区				4. 6 h a